

国土技術政策総合研究所（つくば）インターンシップ等実施要領

（趣 旨）

第1条 この要領は、国土技術政策総合研究所旭庁舎及び立原庁舎（以下「研究所」という。）のインターンシップ等の適正かつ円滑な実施を図るために必要な事項を定めるものとする。ただし、他の規程に定める範囲による受入れは含まない。

（目 的）

第2条 本インターンシップ等の実施は、大学、大学院または高等専門学校（以下、まとめて「大学等」という。）の学生が、研究所の研究業務等を体験することで、住宅・社会資本に関する技術開発及び国土交通行政に対する理解を深めるとともに、大学等での学修と社会での経験を結びつけることで、学修の深化や学習意欲の喚起及び職業意識の醸成につなげることを目的とする。

（定 義）

第3条 本要領の対象とするインターンシップ等は以下の各号のとおりとする。

一 夏期インターンシップ

所属する大学等が夏季休業期間中である学生が、研究所におけるしっかりとした就業体験を行うことを通じて、学生にとっては自らの能力を見極めること、研究所にとっては採用選考を視野に入れた評価材料を取得することを目的として実施するキャリア形成支援プログラム

二 実務訓練

大学等が定めるカリキュラム等に基づき、単位取得のために必要な訓練

（期 間）

第4条 インターンシップ等の参加者（以下、「実習生」という。）の実習期間は、以下の各号のとおりとする。

一 夏期インターンシップ

毎年7月頃から9月頃までのうち、学生の適性や汎用的能力を重視する内容のもの（汎用的能力活用型）については5日間以上、専門性を重視する内容のもの（専門活用型）については2週間以上の期間

二 実務訓練

2会計年度にまたがらない期間。ただし、6ヶ月を限度とする。

(実習生の資格要件)

第5条 実習生は、大学等が意欲、成績、人物、素行等に優れ、服務規律等を遵守することが確実であるとして推薦した者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、実習生となることはできない。

- 一 正当な事由なくして大学等を休学している者
- 二 専ら卒論・修論作成のため、指導を受けようとする者
- 三 過去に研究所において、実習生又は他の規定による受入れを行った者

(実習生の募集)

第6条 研究所は、夏期インターンシップの実施について、インターネット等を通じて実習生の募集を行う。募集にあたっては、以下の情報を一般に公開する。

- 一 プログラムの趣旨（目的）
- 二 実施時期・期間、場所、募集人数、選抜方法、無給／有給等
- 三 就業体験の内容（受入れ部署に関する情報や事前学習・事後学習を合わせたプログラム全体の概要を含む）
- 四 就業体験を行う際に必要な（求められる）能力
- 五 インターンシップにおけるフィードバック
- 六 採用活動開始以降に限り、インターンシップを通じて取得した学生情報を活用する旨
- 七 当該年度のインターンシップ実施計画（時期・回数・規模等）
- 八 インターンシップ実施に係る実績概要（過去2～3年程度）
- 九 採用選考活動等の実績概要

(受入れの申請、決定)

第7条 インターンシップ等の受入れの申請については次のとおりとする。なお、申請に必要な書類の様式はインターネット等を通じて配布するものとする。

- 一 実習生として受入れを希望する者は、大学等のインターンシップ等の担当部局に申し出る。
- 二 大学等の担当部局は、インターンシップ等に参加させる者として推薦する実習生をとりまとめ、夏期インターンシップについては第6条の募集による期限までに、実務訓練については実習を開始しようとする1ヶ月前までに、受入れ申請書を研究所に提出する。
- 三 研究所は受け入れる実習生を選考、決定し大学等にその旨を通知する。
- 四 実習生の受入れにあたっては、研究所と大学等の間で、インターンシップ等に関する遵守事項等を記載した覚書を締結する。
- 五 実習生は、インターンシップ等開始前に服務規律の遵守に関する誓約書に署名

し、研究所に提出する。

(実施方法等)

第8条 インターンシップ等の実施方法は、次のとおりとする。

- 一 国家公務員法第100条に基づき、インターンシップ等の内容は、国土交通行政上漏洩すると重大な影響を与える情報等秘匿性の高い情報（以下「秘密情報」という。）を扱うものとなってはならない。
- 二 実習生個人毎に研究所の職員のうちから指導員を置き、実習生の指導及び助言に当たらせる。
- 三 指導員は、実習生に対する実習計画書を作成し、インターンシップ等の適正かつ効果的な実施に努めるものとする。
- 四 実習生は、指導員の助言のもとに実習期間の半分を超える日数を研究所において研究業務等の体験に従事することとする。
- 五 実習生は、実習期間終了後速やかに、インターンシップ等の内容に関する報告書（1,000字程度）を作成し、研究所に提出することとする。
- 六 研究所は、インターンシップ等におけるフィードバックとして、期間終了後に指導員が作成した学生評価票を実習生に送付する。
- 七 研究所は、大学等からの要請に応じて、大学等に対してインターンシップ等の結果等を報告することができる。

(実施場所)

第9条 インターンシップ等は、研究所内において実施することを標準とするが、研究所外での実施を組み合わせることも可能とする。

(服務等)

第10条 実習生の服務は、以下のとおりとする。

- 一 原則として研究所の職員の服務に準ずるものとする。
- 二 実習期間中の欠務は、正当な事由がある場合を除きこれを認めないものとする。やむを得ず欠務する場合には事前に指導員に申し出ることとする。

(受入れの取り消し又は中止)

第11条 研究所は、受入れの承認後又は実習期間中において、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認の取り消し又は中止ができるものとする。

- 一 申請の内容が事実と著しく異なるとき
- 二 実習生が、実習期間中において不正な行為を行ったとき、又は研究所の信用を著しく傷つける行為を行ったとき

三 実習生を受け入れる又はインターンシップ等を継続することにより、研究所の他の業務に支障が生じたとき、又は天災その他のやむを得ない理由が生じたためインターンシップ等の継続が困難になったとき

四 正当な理由がなく欠務したとき、又は正当な理由がある場合でも欠務が長期間に及び、十分な指導が行えないと判断されたとき。

2 前項の規定により、承認の取り消し又は受入れを中止する場合、研究所は大学等に対し、速やかに通知するものとする。

(費用負担)

第 12 条 実習生のインターンシップ等のために要する費用の一切は、実習生本人又は大学等の負担とする。ただし、インターンシップ等に必要な机、椅子、パソコン等の事務用品については、研究所において準備し、実習生に貸与する。

(事故等に伴う災害補償)

第 13 条 実習期間中の事故に伴う災害補償については、次のとおりとする。

一 災害及び通勤による災害の補償は、実習生本人又は大学等が負担するものとする。

二 実習生が故意又は過失等により、研究所又は第三者に与えた損害については、実習生本人又は大学等に賠償の責を負わせるものとする。

三 大学等は、実習生に学生教育研究災害傷害保険及びインターンシップ等賠償責任保険等の保険に加入させなければならない。

2 前項に基づく災害の補償に関する必要な手続きは実習生又は大学等が行うものとする。

(成果等の取扱い)

第 14 条 実習生及び大学等は、インターンシップ等の成果及び研究所で得られた情報（公表されているものを除く）を研究所及び当該大学等以外の者に公表しようとするときは、あらかじめ、研究所の同意を得るものとする。

2 研究所はインターンシップ等の実施中に得た発明について特許出願をしようとするときは、実習生と共同して行うものとする。ただし、同意を得た場合は、この限りでない。

3 前 2 項に規定する特許出願について、当該特許出願に係る特許を受ける権利の持分を定めた共同出願契約を締結するものとする。

4 前 3 項の規定は、実用新案登録出願及び意匠登録出願について準用する。

(学生情報の活用)

第 15 条 研究所は、毎年度の採用に係る各省庁人事担当課長会議申合せに基づいて、夏期インターンシップを通して取得した大学の学部 3 年・4 年及び大学院修士課程の学生の情報を、自らの採用活動において活用できるものとする。

(事務処理)

第 16 条 本インターンシップ等の実施に係る事務処理は、企画部企画課が行うものとする。

(運用方針)

第 17 条 この要領を実施するため必要があるときは、運用方針を定めることができる。

附 則

この要領は、平成 18 年 6 月 5 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 30 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

要領の名称を、「国土技術政策総合研究所実習生受入れ要領」から「国土技術政策総合研究所（つくば）インターンシップ等実施要領」に変更する。

この要領は、令和 8 年 4 月 27 日から適用する。